

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年10月16日付け農水第1026号-2-(1)（整理番号第643号）で行った行政情報開示決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて令和元年10月4日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が令和元年10月16日付けで行った行政情報開示決定について、開示された行政情報は請求人が開示を求めたものではないとして、これを取消したうえで、不存在決定することを求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示を求めた行政情報は、「四日市市農業振興地域整備計画の変更における農用地区域除外基準」（平成15年9月4日制定。以下「除外基準」という。）において、農用地区域からの除外を認める要件を、ア〜クに列挙された場合のみと決めたことの経緯が分かる行政情報、すなわち、なぜア〜クに列挙された場合のみ除外を認めることとしたのかが分かる行政情報である。

(2) 開示された行政情報は、除外基準を定めた際の決裁文書（件名：「農業振興地域整備計画の変更における農用地区域除外について（伺）」）であったが、除外を認める要件をア〜クに列挙された場合のみと決めたことの経緯は一切分からないものであり、開示を求めた行政情報ではない。

(3) 開示請求の内容については、開示請求の際に口頭で説明をしており、開示請求者の意図と異なる行政情報を開示対象として特定したのは、実施機関のミスである。

(4) 本件開示請求の後、同決定に係る開示請求書の記載と全く同じ内容を記載した開示請求書により再度開示請求を行ったところ、令和元年12月4日付けで行政情報不存在決定がされており、本件開示決定が誤りであることは、実施機関も認めている。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求書には、「平成15年9月4日当時に『四日市市農業振興地域整備計画の変更における農用地区域からの除外基準』の様な行政文書を作成した経緯が分かる行政情報」と記載されており、除外基準を制定した際の決裁文書を開示対象としたことは、請求内容に沿ったものであると考える。

(2) 令和元年10月4日に実施機関の担当者は請求内容を特定するための聞き取りを行っており、請求の内容については十分に把握したうえで開示決定を行ったものである。

(3) 請求人が、本件開示決定の後に、本件開示請求と全く同一の記載内容の開示請求書による開示請求を再度行ったところ、行政情報不存在決定がなされたとする指摘についての経緯及び不存在決定を行った理由は次のとおりである。

ア) 本件開示決定を令和元年10月16日に行い、同年10月23日に請求者に対して開示決定通知書を交付するとともに、同決定に基づく行政情報の開示を行った。

イ) 開示の際に、請求人から開示された行政情報は、請求人が求めたものではない旨の発言があったほか、同年10月28日になって請求人から「補正書」と題する文書の提出を受けた。同文書には、本件開示請求の趣旨は、除外基準を決めた経緯すなわち制定した際の決裁文書等を求めたものではない旨、記載されていた。

ウ) 「補正書」と題する文書が提出されたのは、すでに本件開示決定を行った後であったため、本件開示決定を変更すべき理由はないものと判断した。

エ) 同年11月22日、請求人から本件開示請求における開示請求書と全く同一の記載がなされた開示請求書が提出された。

オ) 本件開示決定に対する請求人の発言内容や、開示後に提出された「補正書」

と題する文書の内容から、令和元年11月22日付け開示請求において請求人が求める行政情報には、本件開示決定の対象とした行政情報は含まれないと判断した結果、対象となる行政情報が存在しないこととなるため、不存在決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を適正に請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 開示対象とされた行政情報の適否について

請求人は、実施機関が開示の対象とした除外基準の制定に係る決裁文書は、本件開示請求により開示を求めたものではないと主張する。請求人の主張によると、開示を求めた行政情報は、「除外基準」において農用地区域からの除外を認める要件を、ア～クに列挙された場合のみと決めたことの経緯、すなわち、なぜア～クに列挙された場合のみ除外を認めることとしたのかが分かる行政情報である。

この点、開示請求書には、「平成15年9月4日当時に『四日市市農業振興地域整備計画の変更における農用地区域からの除外基準』の様な行政文書を作成した経緯が分かる行政情報」と記載されていたのであり、かかる記載から請求人の意図を明確に、かつ容易に読み取ることができるとは言い難い。

また、開示請求の際に、請求対象に除外基準の制定に係る決裁文書は含まれない旨の説明を行った事実は認められず、その旨が記載された補正書は、開示決定後に提出されたものであった。

そうだとすると、実施機関が本件開示請求において、除外基準の制定に係る決裁文書を開示対象としたことが、妥当でないとはいえない。

もっとも、開示をした決裁文書以外に除外基準を定めた経緯が分かる行政情報が存在するのであれば、かかる行政情報をも開示すべきであるため、この点について、実施機関から聞き取りを行った。実施機関が当審査会に対して行った説明

によると、関係書棚等を十分に確認したが、除外基準の作成に係る文書は開示情報を除き見つからず、平成15年当時に協議録等を作成していた可能性はあるものの、それらの文書の保存期間は3年ないし5年であることから、現時点においては、当初から作成しなかったのか、作成後に保存期間経過により廃棄されたのかは分からない、とのことであった。また、本件開示文書に「平成14年8月27日 四日市市農業振興地域整備促進協議会（農業委員会農振部会）に説明済み」と手書きで書き込まれている点について、当審査会が確認を求めたところ、同協議会の資料は保存されていたもののその中に除外基準に関する資料は含まれておらず、また、同協議会の議題は除外基準とは全く関係のないもので、除外基準について事務局から説明したとしても、会議の最後に説明した程度であろうことが推察される、とのことであった。

これらの実施機関の説明は、現時点において本件開示文書以外の開示対象となるべき行政情報が存在しないことの説明として不合理なものではなく、実施機関において、開示請求の時点に存在した開示対象となる行政情報は、正しく開示されたものと考えられる。

審査請求人は、本件開示請求に基づく開示がなされた後、全く同じ記載内容の行政情報開示請求書により再度開示請求をしたところ、実施機関は令和元年12月4日付けで行政情報不存在決定をしており、本件開示決定が誤りであったことは実施機関も自認していると主張する。

しかしながら、特定の文書について開示請求の対象ではない旨を明示的に伝えたいうえで行われた開示請求において、当該文書を除外したうえで開示対象情報の存否等を判断することは、実施機関として自然な対応であって、令和元年12月4日付けの行政情報不存在決定をもって、本件開示決定が誤りであったということとはできない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 9月 2日	・ 諮問書受理
令和2年10月 5日	・ 審議（令和2年度第1回審査会合議体）

令和2年12月8日	・審議（令和2年度第2回審査会合議体）
令和4年2月17日	・審議（令和3年度第1回審査会合議体）
令和4年4月19日	・審議（令和4年度第1回審査会合議体）
令和4年6月10日	・審議（令和4年度第2回審査会合議体）
令和4年7月22日	・審議（令和4年度第3回審査会合議体）
令和4年8月30日	・審議（令和4年度第4回審査会合議体）
令和4年10月3日	・審議（令和4年度第5回審査会合議体）
令和4年10月31日	・審議（令和4年度第6回審査会合議体）
令和4年12月9日	・審議（令和4年度第7回審査会合議体）
令和5年2月13日	・答申